

議案第8号

大阪広域環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>〔ア・イ 略〕</p> <p>ウ 当該個人が<u>個人情報の保護に関する</u></p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第17条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>〔ア・イ 同左〕</p> <p>ウ 当該個人が<u>行政機関の保有する個人情報</u></p>

<p><u>法律（平成15年法律第57号）第78条第2号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>[(3)～(8) 略]</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第60条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) <u>統計法（平成19年法律第53号）第52条第1号及び第4号に掲げる個人情報</u></p> <p>(2) <u>統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報</u></p> <p>[(3) 略]</p>	<p><u>報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>[(3)～(8) 同左]</p> <p>(適用除外等)</p> <p>第60条 [同左]</p> <p>(1) <u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報（以下「調査票情報」という。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</u></p> <p>(2) <u>統計法24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u></p> <p>[(3) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年日7月15日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松井一郎

説 明

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止並びに個人情報の保護に関する法律及び統計法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。